

就学援助制度のお知らせ

就学援助とは

就学援助は、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、村が就学に必要な経費の一部を援助する制度です。

対象となる方

東通小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方が対象となります（児童生徒・保護者の村内住所登録要件はありません）。

該 当 要 件	証 明 書 類
1.生活保護を受給中の方	生活保護受給証明書等
2.村民税が非課税の方	課税証明書（世帯全員分）
3.村民税を減免されている方	減免承認通知書等の写し
4.個人の事業税を減免されている方	減免承認通知書等の写し
5.固定資産税を減免されている方	固定資産税額決定通知書の写し
6.国民年金の掛金を減免されている方	国民年金保険料免除申請承認通知書等の写し
7.国民健康保険税を減免されている方	国民健康保険税減免承認通知書等の写し
8.児童扶養手当を受給中の方	児童扶養手当証書の写し
9.生活福祉資金貸付を受けている方	生活福祉資金貸付金決定通知書の写し
10.災害等により経済的に困っている方	被災証明書等の写し

申請手続き

就学援助費申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、教育委員会教育総務課へ提出してください。なお、令和4年度分の申請については、2月1日から3月15日までの間に申請してください。

問合せ先

教育委員会教育総務課 ☎ 0175-27-2111（内線333）

村内関係施設の休業・休館について

●野牛川レストハウスの営業について

県内の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2月28日まで休館と致します。つきましては、毎月9の付く日に開催しておりました肉の日も、2月の開催を全て中止とし、注文販売のみとさせていただきます（ご不明な点はお問合せください）。

【問合せ先】東通村産業振興公社 ☎ 0175-47-2115

●2月28日(月)まで臨時休業・休館

・東通村体育館・東通村歴史民俗資料館 【問合せ先】東通村教育委員会
・尻屋崎ビクターハウス 【問合せ先】商工観光課

☎0175-27-2111

再開時期などにつきましては、3月の広報・HP・IP電話・LINEでお知らせする予定です。